

京都市監査委員公印規程を公布する。

平成31年4月26日

京都市監査委員 繁 隆 夫
同 天 方 浩 之
同 鶴 谷 隆
同 光 田 周 史

京都市監査委員規程第1号

京都市監査委員公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、監査委員における公印の種類、保管、使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、寸法及び書体は、別表第1のとおりとする。

2 公印は、朱肉印とする。

(職務執行者の公印)

第3条 地方自治法第197条ただし書の規定により、監査委員の任期を満了した者が、後任者が選任されるまでの間、その職務を執行するときは、監査委員印をもって、その者の公印とする。

(準用)

第4条 京都市公印規程第3条、第5条(第5項を除く。)、第6条、第7条第1項から第4項まで、第8条第1項から第3項まで、第9条第1項及び第2項本文、第10条第2項並びに第12条の規定(指定公印に関する規定は除く。)は、公印の保管、使用等について準用する。この場合において、別表第2の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(補則)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(関係規程の一部改正)

2 京都市監査事務局規程の一部を次のように改正する。

第7条を削る。

別表第1(第2条関係)

名 称	寸 法	書 体
代表監査委員印	方24ミリメートル	てん書
監査委員印	方24ミリメートル	てん書
局長印	方22ミリメートル	てん書

局印	方27ミリメートル	れい書
----	-----------	-----

別表第2（第4条関係）

第3条	市長	代表監査委員
第5条第2項	別表第2のとおりとする	事務局の庶務を担当する課長をもって充てる
第7条第3項	ときは、公印申請が行われた決定書にあつては	ときは、
	,その他の決定書にあつては公印使用者に公印使用簿及び	(文書管理システムを使用することができないときにあつては、押印を認めた日、当該押印文書の件名、送付先及び発行部数並びに公印使用者の氏名を記録し、公印使用者に
	うえ、	うえ)、
第7条第4項	行財政局総務部法制課長（以下「法制課長」という。）	保管者
第8条第2項	責任者(公文書規程第3条第5項に規定する文書管理責任者その他これに準じる者として法制課長が認める者をいう。以下同じ。)	とき
	法制課長	保管者
第8条第3項	責任者	とき
第9条第1項	法制課長	事務局長
第9条第2項	登録し、及び公印新調・改刻・廃止通知書兼台帳（第2号様式。以下「公印台帳」という。）により、法制課長に通知しなければ	登録しなければ
第10条第2項	公印台帳の副本	公印台帳
第12条	法制課長を経て市長	代表監査委員

(監査事務局)